

## 山口市国民健康保険短期被保険者証交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の国民健康保険料及び国民健康保険税（以下「保険料等」という。）の滞納世帯で、当該滞納保険料等の納付に協力が得られない世帯に対して、有効期間が通常より短い被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付に関する事務の取扱い及びその他滞納者に対する措置の取扱いについて必要な事項を定め、納付相談及び指導を通じ国民健康保険制度の理解を求めることにより、被保険者間の負担の公平と国保財源の確保を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 短期被保険者証の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 平成12年度第1期以降における保険料等の納期限から6箇月が経過するまでの間において、当該納期に係る保険料等を納付しない世帯主。ただし、国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付する世帯主を除く。
- (2) 資格証明書の交付を受ける世帯主の世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者

### (除外者)

第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対し、短期被保険者証を交付しない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給対象者
- (2) 厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者
- (3) 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第1条各号に定める特別の事情があり、保険料等を納付することが困難であると認められる世帯の世帯主
- (4) その他特に市長が認める者  
(特別の事情に係る判定基準)

第3条の2 前条第3号に規定する特別の事情とは、次の各号に掲げる事由により保険料等を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと。
  - ア 火災、風水害等の災害を受け、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼす程度の損害であること。
  - イ 詐欺、横領又は盗難等により財産を損失したこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が、病気にかかり又は負傷したこと。
  - ア 生活に重大な支障を及ぼす程度のものであること。
  - イ 慢性の疾病又は負傷により、概ね3箇月以上同一医療機関への入院又は通院を要するものであること。ただし、通院にあっては、当該通院によって就労が具体的に妨げられていること。
  - ウ 親族とは、民法第725条の各号に掲げるものとする。

(3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

ア 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

イ 給与所得者については、離職し再就職をしていない場合についても該当するものとする。

(4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。

ア 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

イ 給与所得者については、給与未払いがある場合についても該当するものとする。

(5) 1から4までに類する事由があったこと。

2 前項に規定する生活に重大な支障を及ぼす程度とは、保険料等の減免に係る規定の定めるところによる。

(特別の事情等の届出)

第4条 世帯主は、第3条各号のいずれかに該当し、通常の有効期間の被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けようとする場合において、同条第1号及び2号に該当するときは、「公費負担医療に関する届（様式第1号）」を、同条第3号に該当するときは、「特別の事情に関する届（様式第2号）」を市長に提出しなければならない。ただし、保険者で確認できるときはこの限りでない。

(交付対象者の認定)

第5条 市長は、短期被保険者証の交付対象者について、客観的かつ公平に判断するため、短期被保険者証交付判定委員会（以下「委員会」という。）に諮り認定する。ただし、委員会は、山口市国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱第5条に規定する資格証明書交付判定委員会と兼務する。

(更新時における短期被保険者証の交付)

第6条 市長は、更新時において、短期被保険者証を交付しようとするときは、世帯主に対し、「国民健康保険料納付相談通知書（様式第3号または第4号）」、「公費負担医療に関する届（様式第1号）」及び「特別の事情に関する届（様式第2号）」を送付するものとする。ただし、既に指導に従い納付している世帯主に対しては省略することができる。

2 市長は、前項による通知をしたにもかかわらず、納付相談及び指導に応じず、第3条又は第12条各号のいずれにも該当しないときは、第5条に規定する委員会に諮り認定を受けなければならない。

3 市長は、前項による認定を受けた世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の短期被保険者証を交付する。

4 なお、前項については、あらかじめ有効期間満了前に交付することができる。

5 市長は、短期被保険者証の交付者を一覧表で管理するものとする。

(マル学又はマル遠の申請)

第7条 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主からその世帯に属する被保険者に係るマル学又はマル遠の申請があった場合において、第3条の規定に該当しないときは、当該世帯主に対し、当該被保険者の短期被保険者証を交付する。

(短期被保険者証の再交付)

第8条 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主から再交付の申請があったときは、被保険者証に準じた取扱いを行う。

(有効期間)

第9条 短期被保険者証の有効期間は原則として6箇月とする。ただし、更新時以外の交付については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、資格証明書の交付を受けている世帯について、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、当該世帯に係る短期被保険者証の有効期間を6箇月未満とすることができる。

(更新)

第10条 削除

(更新時における交付日)

第11条 更新時における短期被保険者証の交付日は、原則として有効期限の翌日とする。

(被保険者証の交付)

第12条 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、その世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の被保険者証を交付する。

(1) 納期限から6箇月以上経過した滞納保険料等（付随する督促手数料を含む。）をすべて納付したとき。

(2) その他特に市長が認める者

(世帯異動)

第13条 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主から世帯合併、世帯分離、世帯間異動、世帯主変更その他世帯異動の届出があった場合において、異動後の世帯主が第2条に該当するときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の短期被保険者証を交付し、山口市国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱第2条に該当するときは資格証明書を交付する。その他のときは被保険者証を交付する。

(短期被保険者証交付世帯の再加入)

第14条 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主及びその世帯に属する被保険者が国民健康保険の資格を喪失し、再び国民健康保険に加入した場合において、再加入後の世帯主が第2条に該当するときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者の短期被保険者証を交付し、山口市国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱第2条に該当するときは資格証明書を交付する。その他のときは被保険者証を交付する。

(納付相談の継続)

第15条 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主に対し、その交付中においても、納付相談等を継続して行い、滞納保険料等の自主的な納付を促進するものとする。ただし、既に指導に従い納付している世帯主に対しては省略することができる。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 山口市国民健康保険短期被保険者証交付取扱要綱及び山口市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要領は、平成18年9月30日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の山口市国民健康保険短期被保険者証交付取扱要綱及び山口市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要領に基づきなされた行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号

## 公費負担医療に関する届

年 月 日

(あて先) 山口市長

世帯主 住 所  
氏 名  
個人番号

次のとおり被保険者証、被保険者資格証明書を添えてお届けします。

1 公費負担医療の受給被保険者 (受給者となった被保険者)			
住 所			
氏 名		個人番号	
2 公費負担医療の名称			
3 公費負担医療の受給者番号			
4 受給 (受給対象者となった) 年月日		年	月 日
5 被保険者記号・番号			
6 被保険者資格証明書の交付年月日		年	月 日

※ 規定による医療等を受けることができる者であることを証明する書類 (受給者証等) を添付すること。

注1 被保険者資格証明書の交付を受けていない場合は、交付年月日の記入の必要はありません。

2 被保険者資格証明書と被保険者証の両方の交付を受けている場合は、被保険者記号・番号と被保険者資格証明書の交付年月日を記入してください。

様式第2号

## 特別の事情に関する届

年 月 日

(あて先) 山口市長

世帯主 住所  
氏名  
個人番号

次のとおり被保険者証、被保険者資格証明書を添えてお届けします。

被保険者記号・番号	
保険料等を納付できない理由	

※ 特別の事情があることを明らかにする書類を添付すること。

### 特別の事情（政令事項）

- ① 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- ② 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ③ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ④ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ⑤ ①から④までに類する事由があったこと。

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

山口市長



国民健康保険料納付相談通知書

あなたの世帯につきましては、国民健康保険料等を滞納されています。

このまま、特別の事情等もなく、保険料等の滞納が続きますと、次回更新時に交付する新しい被保険者証は、通常の有効期間より短い短期被保険者証を交付することになります。

つきましては、下記のとおり納付相談を行いますので、この通知書を御持参の上、必ず御来庁ください。

公費負担医療の受給者になったときは、同封の「公費負担医療に関する届(様式第1号)」を、また、納付できない特別の事情があるときは、「特別の事情に関する届(様式第2号)」を最寄りの総合支所 国保担当課に御持参ください。

なお、本書と行き違いに納付された場合は御容赦ください。

記

1 相談期間

2 相談場所

様式第4号

第 号  
年 月 日

様

山口市長



国民健康保険料納付相談通知書

あなたの世帯につきましては、国民健康保険料等を滞納されています。

つきましては、下記のとおり納付相談を行いますので、この通知書を御持参の上、必ず御来庁ください。

公費負担医療の受給者になったときは、同封の「公費負担医療に関する届(様式第1号)」を、また、納付できない特別の事情があるときは、「特別の事情に関する届(様式第2号)」を最寄りの総合支所 国保担当課に御持参ください。

なお、本書と行き違いに納付された場合は御容赦ください。

記

1 相談期間

2 相談場所